

統計法施行令の一部を改正する政令要綱

- 一 別表第一の一の項について、全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計の調査方法を変更することに伴い、地方公共団体の長が行う事務に関する規定について所要の改正を行うこと。（別表第一関係）
- 二 この政令は、平成二十三年四月一日から施行するものとする。